

介護人材確保支援事業について

東三河広域連合では、介護人材の確保・定着のため、以下の事業をはじめ、様々な取り組みを行っています。

介護職員初任者研修受講支援補助金等交付事業

ア 事業概要

介護事業所で就労するために資格を取得したい方や、家族の介護または将来に備えて介護の知識を身につけたい方、ボランティア活動などを通して地域で活動したい方などを支援するために、介護職員初任者研修を受講した方に対して受講費の一部を助成します。

また、この補助金を受けた方で新たに東三河地域の指定介護サービス事業所等に就職し1年以上継続して勤務した方に追加助成し、新たな介護人材の確保や定着を目指します。

イ 介護職員初任者研修受講支援補助金

(1) 対象者

介護職員初任者研修課程を修了した方で、以下のすべての要件を満たす方

※研修修了の日から1年以内

- ① 東三河8市町村内に住民票がある方
- ② 過去にこの補助金の交付を受けていない方
- ③ 市町村税等の滞納がない方

(2) 対象経費と交付額

① 対象経費

研修受講に係る費用のうち、受講料、実習費及びテキスト代

② 交付額

30,000円（上限）

※他機関から補助等を受けた場合または受ける予定の場合は、対象経費から補助額を差し引いた額または上の金額のいずれか低い額

(3) 申請方法

以下の書類をお持ちになり、各市町村の介護保険担当課窓口へお越しください。

・「介護職員初任者研修受講支援補助金交付申請書兼請求書」（様式第1号）

※通帳など振込先の口座番号が確認できる書類をお持ちください。

- ・研修費用の領収書等（原本）
- ・研修課程の修了証明書（原本）
- ・市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書

※お住まいの市町村の税証明発行担当課で「滞納（未納）のない証明書」を取得

・他機関からの補助額が確認できる書類（写し）※他機関から補助を受ける場合のみ

ウ 介護従事者就労支援補助金

(1) 対象者

イ「介護職員初任者研修受講支援補助金」の交付を受けた方で、以下のすべての要件を満たす方

※就職し1年を経過した日から1年以内

- ① 介護職員初任者研修の修了の日時点で、東三河地域に所在する指定介護サービス事業所等に就職していない方
- ② 介護職員初任者研修の修了日から起算して1年以内に、東三河地域に所在する指定介護サービス事業所等に就職し、同一法人の運営する事業所等で1年以上就労した方
- ③ 市町村税等の滞納がない方

(2) 交付額

加算金 20,000 円

(3) 申請方法

以下の書類をお持ちになり、各市町村の介護保険担当課窓口へお越しください。

- ・「介護従事者就労支援補助金交付申請書兼請求書」（様式第2号）

※通帳など振込先の口座番号が確認できる書類をご持参ください。

- ・就労証明書（様式第3号）

- ・市町村税等の滞納がないことが確認できる証明書（原本）

※お住まいの市町村の税証明発行担当課で「滞納（未納）のない証明書」を取得

高齢者疑似体験セット貸出事業

ア 事業概要

高齢者の身体的機能変化や心理的变化を体験してもらうことで高齢者への理解を深めることを目的とし、大人用（中学生～成人向け）と子供用（小学生向け）の高齢者疑似体験セットの貸出を行います。

イ 対象者

広域連合内に在住、在勤の方または広域連合内に所在する法人、学校その他の団体

※使用目的が営利活動、宗教活動及び政治活動でないこと。

ウ 貸出期間

貸出日から7日以内

エ 費用

無料

※郵送での貸出に伴う運送費用については申請者の負担となります。

※体験セットを紛失・棄損したときは、「高齢者疑似体験セット亡失・損傷報告書」をご提出いただくとともに、原状回復またはその相当額の弁償が発生する場合があります。

オ セット数

大人用（中学生～成人向け）全身装備版 最大4セット

大人用（中学生～成人向け）半身装備版 最大5セット

子ども用（小学生向け） 最大4セット

カ 申請方法

「高齢者疑似体験セット貸出申請書」を記入し、本人確認書類をお持ちの上、希望貸出日の2週間前までに広域連合窓口または各市町村の介護保険担当課窓口へお越しください。

※貸出予定の関係上、事前に電話で空き状況をご確認ください。

※申請書の申請者は理事長や学校長などの代表者を記入してください。

事業所管理者向け人材育成支援研修

ア 事業概要

介護事業所の管理者や施設長などを対象とした、リーダーとしての意識や役割の理解を深め、部下や周囲の職員との関わり方や仕事の進め方を学ぶことで、働きがいのある職場づくりを実践するための実務能力の向上を図り、介護人材の定着を支援する研修です。

イ 対象者

次に掲げるすべての要件を満たす方

- ① 東三河 8 市町村内に所在する介護サービス事業所の管理者または施設長などの管理職
- ② 研修の全日程に出席可能な方

ウ 日程

令和 7 年 11 月 26 日（水）、12 月 16 日（火）

エ 会場

豊橋市役所 東 128 会議室（11 月 26 日（水））・東 86 会議室（12 月 16 日（火））

オ 定員

25 名

カ 費用

無料

介護支援専門員等資格取得補助金交付事業

ア 事業概要

介護支援専門員の有資格者増加による介護サービスの安定提供を確保するため、介護支援専門員実務研修、再研修または主任介護支援専門員研修を受講し資格を取得した方に対して、研修費用の一部を助成します。

イ 対象者

介護支援専門員実務研修、再研修または主任介護支援専門員研修を修了した方で、以下のすべての要件を満たす方

※研修修了の日から 1 年以内

- ① 申請日時点で、東三河地域に所在する指定介護サービス事業所等へ、介護支援専門員、主任介護支援専門員または当該指定介護サービス事業所の人員基準に含まれる職種として就労している方
- ② 過去にこの補助金の交付を受けていない方
- ③ 市町村民税等の滞納がない方

ウ 対象経費と交付額

① 対象経費

研修受講に係る費用のうち、受講料、実習費及びテキスト代

② 交付額

介護支援専門員実務研修	30,000 円
再研修	22,000 円
主任介護支援専門員研修	30,000 円

※他機関から補助等を受けた場合または受ける予定の場合は、対象経費から補助額を差し引いた額または上の金額のいずれか低い額

エ 申請方法

以下の書類をお持ちになり、各市町村の介護保険担当課窓口へお越してください。

- ・「介護支援専門員等資格取得補助金交付申請書兼請求書」（様式第1号）
- ・介護支援専門員実務研修、再研修または主任介護支援専門員研修の修了証書（原本）
- ・「就労証明書」（様式第2号）
- ・市町村民税等の滞納がないことが確認できる証明書
※お住まいの市町村の税証明発行担当課で「滞納（未納）のない証明書」を取得
- ・研修費用の領収書等（写し） ※他機関から補助を受ける場合のみ
- ・他機関からの補助額が確認できる書類（写し） ※他機関から補助を受ける場合のみ

介護人材活用促進事業

ア 事業概要

事業受託者が、介護の資格を持たない方（無資格者）を最長2.5か月間雇用し、介護保険施設等へ派遣しながら介護職員初任者研修を実施します。無資格者においては、介護保険施設等で実習生（派遣社員）として働きながら介護職員初任者研修を受講することで、介護業務に必要な知識・技術を習得していただき、派遣期間終了後の介護保険施設等との双方合意による直接雇用を目指します。

イ 事業参加者の募集

① 無資格者

介護職への就職を希望する、介護の資格を持たない方（募集人員25名）

② 受入介護保険施設等

東三河地域に所在する介護保険法に基づく指定を受けた事業所または施設であり、事業受託者が職場実習として派遣する無資格者を、派遣期間終了後の直接雇用を考慮したうえで受け入れることができる事業所または施設

※派遣期間は無資格者1人に対し最長2.5か月間です。派遣期間中の無資格者の受け入れにかかる費用の施設・事業所負担は生じません。）

ウ 募集期間

令和8年1月末日まで（ただし、無資格者の定員到達により終了）

エ 事業の流れ

- ① 無資格者・受入介護保険施設等の募集
- ② 無資格者と介護保険施設等とのマッチング
- ③ 介護保険施設等での実習・介護職員初任者研修受講
- ④ 無資格者と介護保険施設等の双方合意による直接雇用（正社員・パート）

オ 応募・問合せ先（事業受託者）

株式会社東海道シグマ 地域福祉支援事業部

本 社：静岡県静岡市葵区御幸町8-1 JADEビル6F TEL 054-255-4259

豊橋事業所：愛知県豊橋市前田南町1丁目1-1 タワーレジデンス HADA 202号室

TEL 0532-21-7228 平日9:30～17:30